

子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられています。少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校に留まることなく実施をすすめていくことが必要です。さらに、きめ細やかな指導を行うために、今後は30人学級の実現が不可欠です。

また、今年度から本格導入された小学校高学年における教科担任制は、教材研究の時間の確保や教科数が絞られることによる質の向上等が見込まれ、より教科指導の専門性を持った教員によるきめ細やかな指導を行える他、複数の教員による多面的な児童理解を通じた子どもたちの心の安定に資することも期待されています。しかしながら、小学校高学年における教科担任制を実効あるものにするためには、現状の配置では十分とは言えません。

これからの未来を担う子どもたちへのきめ細やかな指導と心の安定に資するためにも、教科担任制の配置増などの教職員定数改善が不可欠です。また、その実現にあたっては、必要な財源を国が保障することによって、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが必要です。

よって、次の事項について配慮されるよう、強く要望いたします。

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、30人学級の実現に向けて検討すること。
- 2 専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上をはかるとともに、複数の教員による多面的な児童理解を通じた子どもたちの心の安定に資するため、教科担任制の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月28日

平塚市議会